

委員会提出意見書案第1号

地方財政の充実、強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

平成27年9月28日提出

提出者 総務文教常任委員長 河野 朋子

## 地方財政の充実、強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護等の社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持等果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（「骨太方針2015」）において、目安として2018年度までの地方一般財源総額の確保を示す一方で、高齢化による自然増を5千億円程度とし、実質的に抑制する方針を打ち出している。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに、不可欠なサービスを削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすのは明らかである。

そのためには、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もるためにも、国と地方自治体の十分な協議の場を保障し、もって人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政を確立することが必要である。

これらの実施のため、政府に下記の事項の実現を求める。

### 記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、「骨太方針2015」に「目安」として明記された地方一般財源総額の確保を確実に進めること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、

急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。特に、高齢化による社会保障の自然増を地方財政計画に反映させること。

- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財政措置については、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会